

令和2年度 大学の世界展開力強化事業 審査要項

令和2年2月7日
大学の世界展開力強化事業プログラム委員会

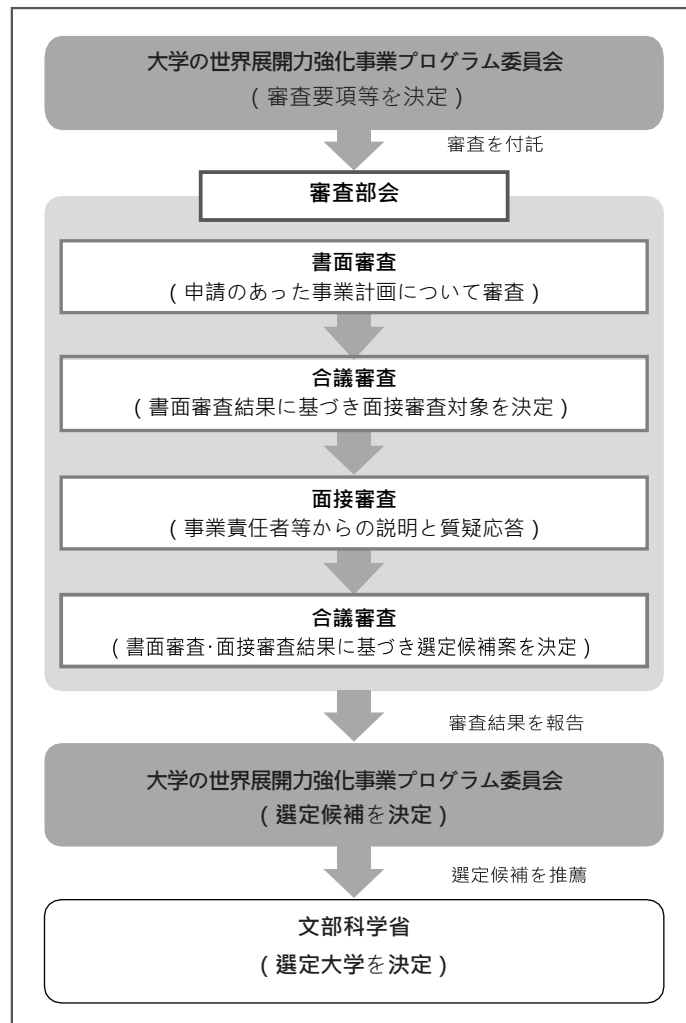
大学の世界展開力強化事業（アフリカ諸国との大学間交流形成支援）タイプA：交流推進プログラム（以下「タイプA」という。）及びタイプB：交流推進・プラットフォーム構築プログラム（以下「タイプB」という。）の審査は、この審査要項に基づき行う。

1. 審査の基本方針

審査は、大学から申請された世界展開力強化を目指す交流プログラムの実施やプラットフォームの構築に係る各事業計画について、これまでの教育研究活動や交流の実績を踏まえた計画の実現可能性、計画の実施に至る手順・時期等の明確性、補助期間終了後の継続性と発展性の評価により行う。なお、審査にあたっては、我が国とアフリカ諸国の将来的発展に対する貢献の可能性についても考慮する。

2. 審査の実施体制

大学の世界展開力強化事業プログラム委員会（以下「委員会」という。）の下に、委員会委員及び有識者で構成する審査部会（以下「部会」という。）を設置し、審査を行う。



3. 審査の手順

審査は、申請のあった事業計画について、部会において（１）書面審査、（２）合議審査（面接審査対象の選定）、（３）面接審査、（４）合議審査（選定候補案の決定）の順に行う。

委員会は、部会からの審査結果を受け、合議により選定候補を決定した上で、文部科学省に推薦する。審査結果は、文部科学省が選定大学を決定した後、事業計画を申請した各大学に通知する。

（１）書面審査

書面審査は、次の審査項目ごとに評価した上で、評定及び所見を付す。

○ 審査項目

＜タイプA：交流推進プログラム＞（審査項目数：5）

◇ 審査項目① 質の保証を伴った交流プログラムの目的と内容 【計画調書 様式1を中心に評価】

交流プログラムの趣旨や内容が本事業の目的と合致し、また、将来的に我が国の大学の教育研究活動の発展や国際競争力の強化につながるようなものとなっているか。

交流プログラムの目的

観点① 国民にとって分かりやすい具体的な目的・目標が設定されているか。

観点② 養成しようとする人材像が明確に設定されているか。

観点③ アウトプットだけでなくアウトカムに関する具体的な目標が設定されているか。

交流プログラムの内容

観点④ 質の保証を伴った大学間交流の枠組みの形成及び拡大に向けた具体的な取組が設定されているか。

観点⑤ 将来の我が国とアフリカ諸国間における連携強化と大学間交流促進に繋がる内容となっているか。

観点⑥ 我が国の大学間交流促進の牽引役となるような先導的な事業計画であり、大学の中長期的なビジョンのもとに戦略的な交流プログラムが計画されているか。

観点⑦ 短期の交流から学位取得を見据えた長期の交流に至る様々な交流を見据え、大学間交流の発展に繋がるような、柔軟で発展的な交流プログラムとなっているか。

観点⑧ 海外相手大学と協働して単位の相互認定や共通の成績管理を実施するなど、質の保証を伴った双方向の交流等を促進する内容となっているか。

観点⑨ 将来グローバルに活躍できる人材像とそれに基づく交流プログラムの設定や提供（学生に対する企業等におけるインターンシップ機会の提供や体験活動の実施を含む）を行うものとなっているか。

観点⑩ 多様な学生に交流プログラムへの参加の機会を提供できるよう、必要に応じ我が国の大学（短期大学を含む）や高等専門学校と連携して事業を行うものとなっているか。

観点⑪ 新型コロナウイルス感染症の影響により、入国後、一定期間、隔離措置が講じられることを前提としたプログラムを計画するなど、学生の心身のケアに最大限の注意を払った計画となっているか。

観点⑫ 新型コロナウイルス感染症の影響により、渡航を伴う交流プログラムが実施できない場合を想定し、オンラインによる交流を有効活用した計画となっているか。

質の保証を伴った魅力的な大学間交流の枠組み形成

- 観点⑬ 相手大学が公的な認可等（相手大学の所在国における適正な評価団体からのアクレディテーション、IAU（International Association of Universities）のWHED（World Higher Education Database）掲載大学であること等）を受けている大学であるか。
- 観点⑭ 透明性、客観性の高い厳格な成績管理（ルーブリック等を用いた各授業科目の到達目標の具体的な達成水準の明確化や教務に関する委員会の点検等を通じた事後的に検証する仕組みの構築など）、コースワークを重視したカリキュラムの構成、学生が履修可能な上限単位数の設定、学修目標の明確化、学修成果の可視化と出口管理の厳格化に努め、単位の実質化を重視しているか。
- 観点⑮ 単位の付与・相互認定や成績管理、学位授与に至るプロセスが明確になっているか。
- 観点⑯ 海外相手大学における単位制度（授業時間を含めた学習量や単位の換算方法等）、学生の履修順序、単位の相互認定の手続、アカデミックカレンダーの相違等について留意がなされ、交流するプログラムの内容に応じたサポートの実施等により、学生の履修に支障がないよう配慮されているか。
- 観点⑰ 国際公募による外国人教員の招聘や海外大学での教育経験又は国内外の大学で英語等による教育経験を有する日本人教員の配置、海外相手大学との教員交流、FD等による教育力の向上など、質の高い教育が提供されるよう交流プログラムの内容に応じた教育体制の充実が図られているか。
- 観点⑱ ダブル・ディグリー、ジョイント・ディグリーの設計に当たっては、中央教育審議会大学分科会大学のグローバル化に関するワーキンググループ「我が国の大学と外国の大学間におけるジョイント・ディグリー及びダブル・ディグリー等国際共同学位プログラム構築に関するガイドライン」（平成26年11月）を踏まえたものとなっているか。

◇ 審査項目② 達成目標

【計画調書 様式2を中心に評価】

事業を実施するにあたり設定した達成目標が、事業の内容、規模等を踏まえた適切なものとなっているか。

達成目標

- 観点① 国民にとって分かりやすい具体的な目標が設定されているか。（再掲）
- 観点② 養成しようとする人材像が明確に設定されているか。（再掲）
- 観点③ アウトプットだけでなくアウトカムに関する具体的な目標が設定されているか。（再掲）
- 観点④ 将来の我が国とアフリカ諸国の関係を見据え、連携強化に資する目標が設定されているか。（再掲）
- 観点⑤ 質の保証を伴った大学間交流の枠組みの形成及び拡大に向けた具体的な取組が設定されているか。（再掲）
- 観点⑥ 日本人学生の派遣数について適切な目標が設定されているか。
- 観点⑦ 外国人学生の受入数について適切な目標が設定されているか。
- 観点⑧ 一定の外国語力基準をクリアする日本人学生数について適切な目標が設定されているか。

- 観点⑨ 受入れる外国人学生の日本語力向上に関する定量的な指標が設定されているか。
- 観点⑩ 本事業へ参加する学生に修得させる具体的能力が設定されているか。
- 観点⑪ 海外相手大学との単位互換について適切な目標が設定されているか。

◇ 審査項目③ 外国人学生の受入及び日本人学生の派遣のための環境整備

【計画調書 様式3を中心に評価】

交流プログラムを実施するにあたり、受け入れる外国人学生及び派遣する日本人学生に対する環境整備がなされているか。

- 観点① アフリカ渡航前の日本人学生に対して、危機管理研修を義務付ける等、学生自身の危機管理意識・能力の向上のための教育を行っているか。
- 観点② 学生へのサポートが円滑及び適切になされるよう、関係大学間に十分な連絡・情報共有体制が整備されているか。
- 観点③ 外国人学生の在籍管理のための適切な体制が整備されているか。
- 観点④ 受け入れた外国人学生に対し、履修指導、教育支援員・TA等の配置、学内外での諸手続き支援、カウンセリング、宿舎、学内各種資料の翻訳、就職支援等のサポート体制の充実が図られているか。
- 観点⑤ 日本人学生に対して、派遣前から留学中、帰国後にわたり、履修指導、交流に関する情報の提供、相談サービスの実施、就職支援等のサポートが推進されているか。
- 観点⑥ 単位認定可能な科目、履修体系・順序、単位の相互認定の手続、アカデミックカレンダーの相違・時差等について、学生の履修に支障がないよう十分な情報提供を行う体制がとられているか。
- 観点⑦ 大学間交流の発展に向け、参加学生の同窓会の立ち上げ等、卒業・修了後の継続的サポート体制の構築等が図られているか。
- 観点⑧ 留学中の学生の安全管理に関する体制や、緊急時、災害時に学生をサポートするリスク管理への配慮が十分になされているか。
- 観点⑨ 国内外でのインターンシップ等による企業体験の機会確保や、外国人学生の国内就職説明会参加、産業界からの講師等の派遣など、産業界との連携が十分に図られているか。

◇ 審査項目④ 事業の実施に伴う大学の国際化と情報の公開、成果の普及

【計画調書 様式4を中心に評価】

事業を実施するにあたり、事業に相応しい体制の整備や強化、情報の公開が図られているか。

事業の実施に伴う大学の国際化

- 観点① 質の保証を伴った大学間交流の充実・発展のため、実施大学だけでなく国内外の他大学の学生も参加できる取組が設けられるなど柔軟で発展的なものとなっているか。
- 観点② 大学の国際化に向けた戦略的な目標等において、事業の意義及び方向性を明確に位置づけるとともに、相手大学も含めた組織的・継続的な教育連携を実施する体制の構築が図られているか。

観点③ 招聘した外国人教員や外国人学生とのコミュニケーションを図れる程度の能力を有する事務職員を配置することや、語学等に関する職員の研修プログラムなど、事務体制の国際化と事務職員の能力向上を推進しているか。

観点④ 交流にかかる業務が一部の教職員に偏らないよう、事務局機能を強化するなど事業をサポートする全学的体制の充実が図られているか（窓口となる担当部署を設定し、教職員間の情報共有、意思疎通や各種問い合わせへの対応、事業運営上の関係者間の調整を行うなど。）。

情報の公開、成果の普及

観点⑤ 本事業の取組や成果について、ホームページ等による公表の他、報告会、発表会等の場を設けて、学内関係者のみならず他大学や産業界等への普及を積極的に図るものとなっているか。

観点⑥ 質を保証する観点や学生の適切な判断・選択に資する観点から、取組の実施状況等や交流プログラムの詳細など必要な情報について、外国語による提供も含め、積極的に情報の発信を行うものとなっているか。

観点⑦ 中央教育審議会大学分科会国際的な大学評価活動に関するワーキンググループ「国際的な大学評価活動の展開状況や我が国の大学に関する情報の海外発信の観点から公表が望まれる項目の例」（平成22年5月）が掲げる、国際的な活動に特に重点を置く大学において公表が望まれる項目について、大学のグローバル化に向けた戦略的な国内外への教育情報の発信を行うものとなっているか。

◇ 審査項目⑤ 事業計画の実現性、事業の発展性、交流プログラムの質の向上のための評価体制

【計画調書 様式5、6、7（12）、8、9を中心に評価】※タイプAは様式7、タイプBは様式12

本事業における取組が十分な計画・実績及び適切な資金計画の下、補助期間終了後の事業の継続・発展も見据えたものとなっているか、また、本事業における取組の質の向上に資する管理運営体制が図られているか。

事業計画の実現性、事業の発展性（補助期間終了後の継続性を含む）

観点① 交流プログラムの実施に向けた海外相手大学との準備として、大学ごとの役割・実施体制の明確化などが十分なされているか。

観点② 資金計画が、経費や規模の面で合理的であるか。

観点③ これまでの大学の国際化に向けた取組状況が本プログラム実施の上で十分か。

- ・英語による授業の実施や留学生との交流、海外の大学と連携して学位取得を目指す交流プログラムの開発等による国際的な教育環境の構築
- ・外国人教員や国際的な教育研究の実績を有する日本人教員の採用や、FD等による国際化への対応のための教員の資質向上（国際公募、年俸制、テニユアトラック制等の実施・導入を含む。）。
- ・英語のできる国際担当職員の配置、語学等に関する職員の研修プログラムなど、事務体制の国際化。
- ・厳格な成績管理、学生が履修可能な上限単位数の設定、明確なシラバスの活用等による学修課程と出口管理の厳格化など、単位の実質化。

観点④ 文部科学省の大学教育再生戦略推進費による経費支援を受けて実施し、終了した事業がある場合、事業目的が実現された旨の評価を得ているか。

観点⑤ 補助期間終了後も継続的かつ発展的に質の保証を伴った事業が実施されるよう、将来を見据えた計画となっているか。

評価体制

観点⑥ 事業の実施、達成状況を評価し、改善を図るための評価体制が整備されているか。

<タイプB：交流推進・プラットフォーム構築プログラム>（審査項目数：8）

審査項目①～⑤に加え、次の審査項目ごとに評価する。

◇ 審査項目⑥ プラットフォーム構築プログラムの内容及び計画の妥当性・実現性

【計画調書 様式10を中心に評価】

プラットフォーム構築プログラムの内容や趣旨が本事業の目的と合致し、また、我が国とアフリカ諸国の国際連携の強化につながるようなものとなっているか。

観点① プラットフォーム事務局として必要な体制・環境整備が図られるものとなっているか。また、事業推進に必要なノウハウの提供（プログラム構築、単位互換、危機管理等）が可能となっているか。

観点② アフリカ諸国の大学間交流を推進する関係機関・団体等とのネットワークを構築し、我が国の大学全体がアフリカ諸国との交流活動が発展・促進される計画となっているか。

観点③ ホームページ等を活用しながら、戦略的な国内外への情報の発信やプログラム構築に係る大学間のマッチング等を含めた、我が国とアフリカ諸国間の大学間交流の促進に資するための計画となっているか。

◇ 審査項目⑦ 達成目標

【計画調書 様式10を中心に評価】

事業を実施するにあたり設定した達成目標が、事業の内容、規模等を踏まえた適切なものとなっているか。

観点① 国民にとって分かりやすい具体的な目標が設定されているか。

観点② アウトプットだけでなくアウトカムに関する具体的な目標が設定されているか。

観点③ アフリカ諸国との大学間交流に取り組む我が国の大学数の増加、関係機関・団体数の拡充など横展開に関する適切な目標が設定されているか。

◇ 審査項目⑧ 事業計画の実現に向けた準備状況、資金計画の合理性等

【計画調書 様式9、11、12、13を中心に評価】

本事業における取組が、十分な計画の下で合理的な資金計画等に基づいたものとなっているか。

観点① 資金計画が、経費や規模の面で合理的であるか。

観点② 補助期間終了後も継続的かつ発展的に事業が実施されるよう、将来を見据えた計画となっているか。

観点③ 文部科学省の大学教育再生戦略推進費による経費支援を受けて実施し、終了した事業がある場合、事業目的が実現された旨の評価を得ているか。

○ 評定

- ・審査項目ごとに、次のとおり「a」～「e」の5段階の評定を付す。各評定はそれぞれ点数換算し、さらに審査項目ごとにその重要性に応じた係数を掛けた結果を評点とする。

タイプA及びタイプB 交流推進プログラム <90点満点>

審査項目	係数	評定別評点				
		a (5点) 非常に優れている	b (3点) 優れている	c (2点) 妥当である	d (1点) やや不十分である	e (0点) 不十分である
①質の保証を伴った交流プログラムの目的と内容	6.0	30	18	12	6	0
②達成目標	3.0	15	9	6	3	0
③外国人学生の受入れ及び日本人学生の派遣のための環境整備	3.0	15	9	6	3	0
④事業の実施に伴う大学の国際化と情報の公開、成果の普及	3.0	15	9	6	3	0
⑤事業計画の実現可能性、事業の発展性、交流プログラムの質の向上のための評価体制	3.0	15	9	6	3	0

タイプB プラットフォーム構築プログラム <60点満点>

審査項目	係数	評定別評点				
		a (5点) 非常に優れている	b (3点) 優れている	c (2点) 妥当である	d (1点) やや不十分である	e (0点) 不十分である
⑥プラットフォーム構築プログラムの内容及び計画の妥当性・実現性	6.0	30	18	12	6	0
⑦達成目標	4.0	20	12	8	4	0
⑧事業計画の実現に向けた準備状況、資金計画の合理性等	2.0	10	6	4	2	0

○ 所見

- ・付した評定の判断根拠や理由を所見として記す。併せて、面接審査で確認すべき事項や計画の内容に関する疑問点等を記す。

このほか、書面審査の進め方の詳細は部会において定める。

(2) 合議審査（面接審査対象の選定）

書面審査結果を基に、合議により、面接審査を実施する事業計画を選定する。その際、最も低い評定「e」（不十分である）が付された審査項目がある事業計画については、選定に際して慎重に取り扱う。

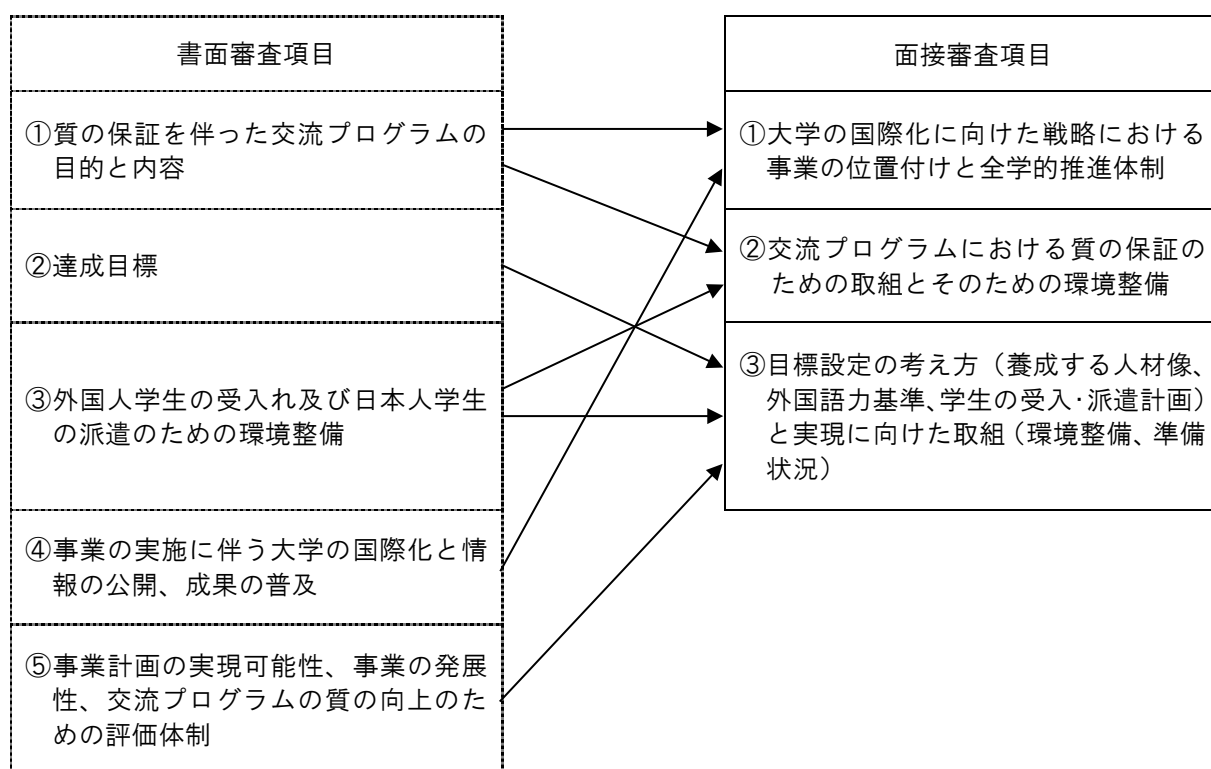
(3) 面接審査

面接審査は、面接審査の対象として選定した事業計画に対して、別途定める「面接審査実施要領」に基づき行う。その際、次の審査項目ごとに評価した上で、評定及び所見を付す。

○ 審査項目

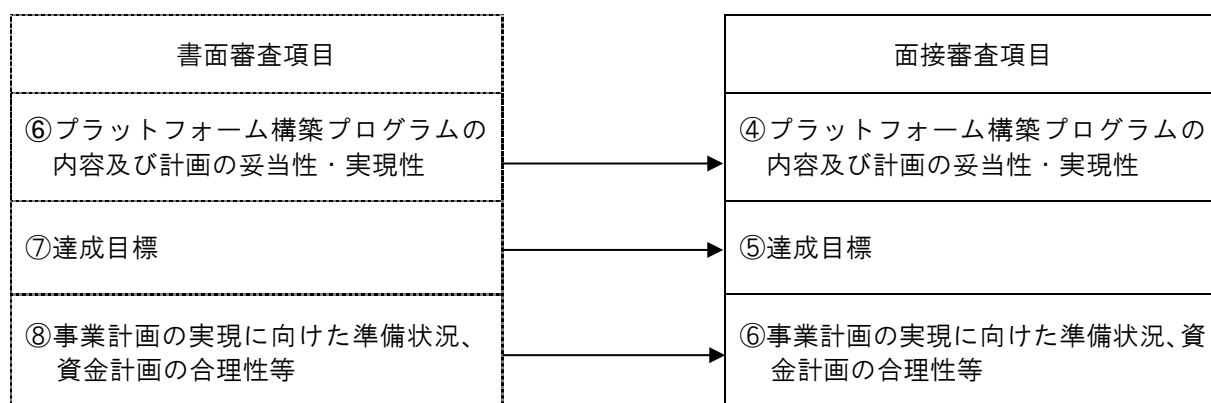
- ・タイプAとタイプBの交流推進プログラム部分は、書面審査における5項目を「事業計画に対する大学の姿勢・意欲」「交流の質の保証」「実現可能性」を確認する3項目に集約した上で審査する。

タイプA及びタイプB 交流推進プログラム



- ・タイプBのプラットフォーム構築プログラム部分は、書面審査と同様の項目で審査する。

タイプB プラットフォーム構築プログラム



○ 評定

- ・審査項目ごとに、次のとおり「a」～「e」の5段階の評定を付す。各評定はそれぞれ点数換算し、さらに審査項目ごとにその重要性に応じた係数を掛けた結果を評点とする。

タイプA及びタイプB 交流推進プログラム <45点満点>

審査項目	係数	評定別評点				
		a (5点) 非常に優れている	b (3点) 優れている	c (2点) 妥当である	d (1点) やや不十分である	e (0点) 不十分である
①大学の国際化に向けた戦略における事業の位置付けと全学的推進体制	3.0	15	9	6	3	0
②交流プログラムにおける質の保証のための取組とそのための環境整備	3.0	15	9	6	3	0
③目標設定の考え方(養成する人材像、外国語力基準、学生の受入・派遣計画)と実現に向けた取組(環境整備、準備状況)	3.0	15	9	6	3	0

タイプB プラットフォーム構築プログラム <35点満点>

審査項目	係数	評定別評点				
		a (5点) 非常に優れている	b (3点) 優れている	c (2点) 妥当である	d (1点) やや不十分である	e (0点) 不十分である
④プラットフォーム構築プログラムの内容及び計画の妥当性計画性	3.0	15	9	6	3	0
⑤達成目標	3.0	15	9	6	3	0
⑥事業計画の実現に向けた準備状況、資金計画の合理性等	1.0	5	3	2	1	0

○ 所見

- ・付した評定の判断根拠や理由を所見として記す。

このほか、面接審査の進め方の詳細は部会において定める。

(4) 合議審査(選定候補案の決定)

書面審査及び面接審査の各結果に基づき、合議により優先順位を付した選定候補案を決定した上で、委員会に報告する。

3. 情報の開示・公表

(1) 審議内容の取扱い

委員会の会議、会議資料及び議事概要は、原則として公開とする。ただし、次に掲げる場合であって、委員会が非公開とすることを決定した場合はこの限りではない。

- ・ 審査（人選を含む。）に関する調査審議の場合
- ・ その他、委員長が公開とすることが適当でないと判断した場合

なお、専ら審査に関する調査審議を行う部会の会議、会議資料及び議事概要は、審査の円滑な遂行確保の観点から非公開とする。

(2) 審査結果及び事業計画の公表

審査結果と、委員会からの推薦に基づき文部科学省が選定した事業計画は、独立行政法人日本学術振興会のウェブサイトへの掲載等により、広く社会に情報提供する。

(3) 委員氏名の公表

委員会委員の氏名は委員会の開催に際して、部会委員の氏名は審査結果等と併せて公表する。

4. 委員の遵守事項

(1) 利害関係者の排除

委員会委員及び部会委員（以下「委員」という。）は、中立・公正な審査のため、次に示す利害関係にある事業計画等に関する審査は行わず、当該計画等に関する個別審議にも加わらない。

○ 利害関係の例

- ・ 申請のあった事業計画に関与している場合
- ・ 申請のあった大学に役員として在職（予定含む）あるいは専任または兼任として在職（予定含む）している場合
- ・ その他、中立・公正な審査が困難と判断される場合 [※この場合、申し出に基づき委員長（部会においては部会長）が利害関係者に該当するか否かを判断する。]

(2) 秘密保持

審査の過程で知り得た個人情報や審査内容に係る情報は外部に漏らさないほか、委員として取得した情報（審査関係資料含む。）は他の情報と区別し、善良な管理者の注意義務をもって管理する。